

会議録

1 附属機関の名称

犬山市いじめ問題対策連絡協議会

2 開催日時

令和6年10月15日（火） 15時00分から16時00分まで

3 開催場所

市役所 502会議室

4 出席した者の氏名

（1）委 員 林 昭夫、渋谷 壘、後藤 栄吉、高木 潔、長谷川 直哉
黒川 雅幸、水野 幹伸、細野 優子

（2）事務局 滝 誠、鈴木 早智、黒木 夕子、酒井 俊輔、山田 敦貴

5 議題

- （1）犬山市いじめ問題対策連絡協議会の概要について
- （2）当市におけるいじめ問題の現状と対応・対策について
- （3）いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換

6 傍聴人の数

0人

7 内容

【事務局】

定刻となりました。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。
ただ今より、令和6年度 第1回犬山市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。
ご参加の皆様方からは、委員就任に向けての承諾書をご提出いただいています。失礼ながら、委嘱状は机上に配付させていただきました。年度末までの任期となりますがよろしく願いいたします。本日は他の校務のため、櫻木委員は欠席連絡をいただいています。

【事務局】

開会にあたり、犬山市教育委員会 滝誠教育長がごあいさつ申し上げます。

＝教育長あいさつ＝

【事務局】

新規委嘱の方もおみえですので、自己紹介をお願いいたします。

＝委員自己紹介＝

【事務局】

本連絡協議会は犬山市附属機関設置条例に基づいて設置しております。一部個人情報を取り扱う部分を除いて、基本的に公開することとなります。

本日は、傍聴人の出席はありません。また、会議録を市ホームページへ掲載することとなります。

【事務局】

それでは規則、第5条2項「会長及び副会長は、委員の互選により定める」に従って、会長・副会長の選任を行います。どなたかご推薦はありませんか。

【高木潔委員】

会長には、校長会長の後藤栄吉委員、副会長には保護者視点で参加いただける林昭夫委員が適任だと思いますので推薦いたします。

【事務局】

ご推薦がありました。他の方いかがでしょうか。

他にご意見がないようですので、会長に後藤様、副会長に林様の就任を拍手でご承認ください。

＝委員拍手＝

【事務局】

ありがとうございました。これ以降の協議・情報交換の取り回しにつきましては、後藤会長にお預けいたします。よろしくお願いします。

【会長】

議事録署名者として、校長会副会長の高木潔校長と生徒指導担当者代表の長谷川教諭の2名を指名します。

【会長】

それでは、協議に入ります。まず、(1) いじめ問題対策連絡協議会の概要について、事務局お願いします。

【事務局】

それでは、本会の概要について説明させていただきます。

本会は、平成26年度に発足し、今年度で11年目を迎えます。「犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則」の第2条、第3条をご覧ください。当協議会は、市内小中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることを目的として、情報交換を中心とした連絡協議を行うことになっております。

裏面の第6条の2項、第6条の3項をご覧ください。

本会はおおむね、前期終了時点と年度が終了する時期に2回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催したり、発生したいじめ問題の関係者を会議に招集したりすることがあります。

以上です。

【会長】

事務局の説明について、ご質問・ご意見等ございますか。
よろしいでしょうか。それでは、次の協議事項に移ります。

【会長】

(2) 当市におけるいじめ問題の現状と対応・対策について、事務局お願いします。

【事務局】

それでは、28年度4月に策定しました「犬山市いじめ防止基本方針」をご覧ください。

学校、保護者、地域が連携していじめに対応するために、この方針を発信し、子どもたちを取り巻くより多くの方々に子どもたちを見守る目をもっていただくことを狙っています。

この方針を受け、各学校でも、各々のいじめ防止基本方針を策定し、各校のHPに掲載しております。生徒指導担当が中心となり、学習指導や生活指導を通して心身の健全な成長のために、チーム学校で対応しているところです。

また、令和4年に改正された生徒指導提要では積極的な生徒指導の充実、社会環境の変化の反映、チーム学校として対応することが改定されました。具体的には成長を促し、課題を未然防止するための指導を行ったり、児童生徒が多様な背景をもっていたりすることを理解し、個別の事案に応じて児童生徒の心情に配慮した対応をすること、学校だけでなく家庭、関係機関との連携を図り、チームで生徒指導にあたることとされ、学校で共通認識のもと生徒指導が行われています。

【会長】

ここからは具体的事例を報告してもらいますので、傍聴者の方はご退室願います。

【事務局】

- ・ いじめ月例報告書、いじめ月例累積表の見方の説明
- ・ 昨年度と今年度の認知件数との比較・分析
- ・ 個別事案報告書の見方の説明
- ・

【会長】

何かいじめが起きたときに学校で対応していて難しいと感じる所は、まずは学年集会を開催して全体に呼びかけをするのですが、それでも収まらないということも多いのが現状です。加害者の予想はできるのですが、決めつけると人権問題に関わってきます。いじめをしている子の情報が先生の耳にも届くので、その子に問いただしてみても認めないことも多い。加害者が目撃情報などにより、ある程度特定できるような場合でも、そこに対して認めない場合は強く指導を入れていけない状況も過去にあったと思います。実際に被害者がいるので、いじめを止めなければいけないのですが、止める術や対応が難しい場合もあると思います。

それでは、(4)の意見交換に移ります。事務局、説明をお願いします。

【事務局】

犬山市のいじめの事例報告の中にも加害者が特定できない事案、学校外での事案、SNSを使った事案が見られ、いじめの内容が多岐に渡っているのが現状です。学校の中だけで対応していくのが難しい様子が見られます。本日の資料にもなっていますが、愛知県の生徒指導リーフN05にも学校と関係機関との連携の在り方が記され、未然防止や早期解決のために様々な関係機関と連携し、いじめへの対応をするとあります。学校医や人権擁護委員、警察署、民生児童委員、PTAなど様々なネットワークを活用して対応していくと、学校だけで解決することができない事案がスムーズに進展することがあります。しかし、いじめの事案の内容は個人情報にも関わり、外部に出せないような場合もあります。学校外のネットワークをどこまで活用し、協力を依頼していけばいいか学校は迷うことがあります。

本日は、関係機関の方々から地域との連携の在り方や事例、加害者が特定できない場合の適切な対応の仕方を教えていただきたいです。また、市内中学校の生徒指導担当も参加していますので、日々の生徒指導の難しさも実際に話をしていただきたいと思います。

【会長】

学校と各機関との連携の在り方や具体的な事例を各委員より話していただけたらと思います。

【長谷川委員】

学校の出来ること、出来ないことの線引きが必要だと思います。SNS に関しては大人からデバイスを与えていることが多く、指導の根拠となる情報を集めるのが難しいのが現状です。本校では、その現状を年度当初の PTA 総会や学年懇談会において、SNS の問題は学校で指導するのが難しいことを保護者に説明する機会を設けています。保護者もリスクを想定して携帯電話等を保持させていることを認識することも大事だと思います。このような説明を 2 年前から取り組んでいますが、本校では SNS の生徒指導案件や相談件数は少ないように感じます。SNS の問題に学校が指導したり、解決まで付き合ったりするのが難しいので、保護者にも協力を事前をお願いしています。その上で学校としても情報モラル教育を行う必要がありますので指導をしています。

生徒指導の困っている点は、教師の見取る力と時間の問題の 2 点です。私は生徒指導担当をしていますが、学級担任もしているので報告を受ける時間が本当に少ないのが現状です。生徒指導案件として文書に残ればシェアするのは簡単ですが、教師が日々見取っている生徒の姿や様子、気付いたことを共有する時間と方法がないのが実際の所です。生徒指導案件を未然に防ぐためのシステムの在り方が難しいと感じています。先日参加した生徒指導の会でスクリーニングの事例を学んできました。事例では学期末に各教員が気付いた生徒の情報を名簿に記入し、それをもとにケース会議をしていくというような内容でした。本校は生徒数が非常に多いため、この事例のような取組を行うとかなりの時間がかかってしまいます。各教員が気付いた情報を即座にまとめるようなシステムがあれば、生徒指導主事に報告をしなくても、そのシステムに記入すれば全職員が見ることができる、必要があればそれをもとに指導や声がけをすることができると考えています。そこで、本校では生徒の気付きを共有し、生徒指導に活用していこうと、生徒の情報をためるようなシステムを採用して進めていこうと考えています。

【高木委員】

いじめの認知に関することですが、昨年度、生徒の方からいじめの相談がありました。そのため、情報を収集したり、事実確認を進めたりしましたが、被害者として話を聞いていた生徒の相談のいくつかが事実ではないということが疑われました。被害者を守るために全面的に信じてしまいがちですが、事実確認をしっかりとし、被害者も加害者も納得した形で指導を進めていく必要があると思います。昨年度の事例からは、実際には行っていない態度や誤解であった内容について、事実確認をする中で確認できました。また、加害生徒に指導をする中で、自分が取った行動がいじめである認識がない様子も見られました。生徒指導にあたる中で、生徒の話をしっかりと聞き、事実確認すること、様々な見方から捉えることなど、生徒指導をする際に気を付けるようにしました。

また、中学生は SNS で色々な情報を集めてきます。今は動画で様々な情報が拡散されており、その情報を見て憧れたり、オーバードーズなどの事実認識をしたり、情報を仕入れたりしています。SNS 上に情報がたくさん出ているので、生徒指導をする中で、本当に怖いと感じることが多くなった気がします。

【会長】

事実確認という所がすごく大切だと感じます。一部の情報を元に動き出すと、実は正しくなくて、というような件も多いと思います。情報というのはできるだけたくさん集め、その中で正確のものは何なのかを掴んで、本人が認めたことに関して指導していくことになると思います。

【渋谷委員】

学校でのいじめに関する相談というと、警察には正直あまりありません。警察という組織上、いじめの相談機関の対象と見られていないと思います。その中で、小中学校のものではなく、高校生の相

談は犬山市でも数件ありました。警察組織への相談になるので、蹴った、殴られたなどの暴力に関すること、お金を取られたという恐喝に関すること、SNS でのトラブルでの相談はあります。小中学校に関しては、そこまで達している相談はありません。

少年の特性を考えると、事実確認をする際に嘘をついたり、迎合性があったりすることがあります。いじめの調査に限らず、事実確認は難しいのでしっかり行う必要があります。子ども達は自分をよく見せたいという思いもあるので、被害者の立場になる子ども達は自分の不利な情報を話さない状況が見られます。いじめを認知した際は、しっかりと相談者の声に耳を傾け、話したことのみだけではなく他には何かないか、自分の行為で思い当たることはないか突っ込んで聞けるとよいと思います。より多くの情報を集め、判断していけるといいと思います。春日井や名古屋の方では非行少年の活動が盛んになっていますので、そのような行動を見て、憧れをもつ子どもも今後、増えてくるのではないかと思います。警察としても子ども達にしっかり声がけをしていきたいと思っています。

【林副会長】

PTA 会長として他校の会長にも意見を聞いてきました。いじめの件について、PTA の委員に学校から相談があったということは無いと聞いております。よほど重大な事案ではない限り相談はないだろうと思っています。親としては加害者であっても、被害者であっても非常に辛いことですので、事実確認をする際に、PTA 役員にも相談していただければ、力になれることもあるかと思っています。

【細野委員】

加害者側が不明なケースがあると事務局から説明があり、対応が難しいとありましたが、事実確認をする中で加害者が特定されるケースもあるかと思っています。なぜ事象がおきたのか、学校の方で見極めていただけると良いかと思っています。私は児童相談所の方でも事案を担当することもあり、その経験から考えると、家庭や児童生徒の背景も見えていただき、指導をする際に参考にすることも必要かと思っています。

【会長】

いじめの加害者が悪という考えではなく、加害者を救ってあげなければいけないと常々思っております。だからこそ、いじめをしてしまった子どもを特定して、苦しんでいることなどを含め、指導してあげられるといいなと思います。

【事務局】

いじめの報告の中には加害者が不明なケースも多いので、学校としては対応が難しくなっています。保護者からは筆跡鑑定をしてほしい、自分の学級だけではなく、隣の学級まで全部調べてほしいという希望もあります。学校としては、子どもからの聞き取りはできますが、捜査的な筆跡鑑定はできない状況です。保護者より、このような希望がある場合は警察に相談してくださいという学校の対応になっています。保護者にしてみると、なぜ学校は対応してくれないのか、もっとできることはないかと要求が過大になっていくケースも見られます。そのようなケースがある場合は警察に相談しても良いのでしょうか。

【渋谷委員】

筆跡鑑定は、比較する筆跡が必要になってきます。ある程度、加害者が誰かとわかっていればいいですが、加害者が不明な場合は比較するためにクラス全員の筆跡を取る必要があります現実的に難しいと思います。筆跡鑑定は犯罪捜査に基づくものですので、悪口について筆跡鑑定を行うのは現実的ではありません。相談する機関としては提案しても良いですが、筆跡鑑定は難しいです。

【細野委員】

民事で訴えたいとなると法律相談という形で弁護士への相談を促していただくことになると思います。実際に悪口が書かれたノートがあると、照合するくらいはできると思いますが、子どもが書いた筆跡になりますので、それが裁判での証拠になるかという点と難しいという話を相談者にすることになると思います。被害者や保護者からすると犯人探しという視点はあると思いますが、学級の雰囲気の問題や怪しい子の周りのケアが根本的な解決になるという視点で話をするということになると思います。

【会長】

被害者の皆さんに納得してもらう時には、犯人探しではなく、お子さんを職員が守っていきますという姿勢を前面に出していただくことが必要かと思います。

【教育長】

犯人探しを学校はするつもりがないけれども、被害者の保護者が腹の虫が治まらないので、何とか学校で加害者を特定していただきたいと申し出があった際はどうしたらよいか、専門家の皆さんに教えていただきたいです。

【水野委員】

学校は教育をする場であって、犯人を見つけたり処罰したりする場所ではないという信念を強くもって、校長先生が学校経営してもらうことが大切であると考えます。基本的には学校でも家庭でも相手の気持ちを考えるという根本的な人間性を育てることが必要だと考えます。その上で暴力や犯罪については、人権教育や道徳などの学習時間でしっかり心を耕していくことが必要です。また、親の教育も必要ですので、学校の行事や保健委員会にて保護者への教育も進めていただきたいと思います。

いじめ認知の問題で認知漏れが見られる場合もあります。ケンカや被害者がいじめでないと判断する場合に、いじめの認知漏れがおきます。組織でいじめを認知する手順が愛知県の生徒指導リーフにも示されています。いじめは個人で認知するのではなく、組織で認知するものになります。組織で認知する手順について学校で再確認して、組織として対応する、動くことが大切であると考えます。

【黒川委員】

各関係機関との連携は、犬山市いじめ防止基本方針の中にも述べられています。その中でも保護者連携に向けて、保護者に対して年度初めにSNSの活用について説明したり、いじめについて知識を身に付けてもらったりして、保護者自身がいじめに関わっていける力を備えていくことが大切で、そのような研究や事例も報告されています。保護者も巻き込んで対応していくことが一番大切ではないかと思っています。

学校における対応としては生徒指導担当の先生が話されたように情報モラルを育んでいくことが大切だと思います。学校の中で情報モラル教育がどれくらい行われているかと言うと、道徳科や情報教育の中で扱われていること以外に、電話会社に来ていただき講演することなど、年に1回くらいしか機会がないのが現状だと思います。1人1台タブレット端末をもつようになってきていることを考えると、情報機器の使い方や情報モラルは早い段階から教育していくことが大切だと考えます。

いじめの対応を考えた時に教師が子ども達の目を離さないことが大切だと思います。教師が目を話

した隙にいじめが行われることが多いからです。しかし、それに対処するために教師が四六時中、子ども達を見ていかなければいけないのですが、教師の働き方を考えるとこれは無理で、うまくバランスを取っていくことが必要だと思います。できるだけ情報共有の時間を確保し、より最新の情報を共有するシステムができることが大切だと考えます。

事務局より事実確認の難しさが話題に上がり、加害者が特定できないいじめへの対応が難しいわけですが、加害者が特定できない事例は20年前のネットいじめからありました。学校裏サイトや非公式サイトに書き込んで、誰が書いたかわからないネットいじめのように加害者が見つからない事例はたくさんあったわけです。しかし、加害者を特定しなくても学校としては指導ができると考えます。学校は、被害者に寄り添った対応をしていくことが大切だと考えますので、今回、話題提供にあった加害者が特定できないいじめがあった場合、同じような事案が再度起きないように、学校は犯人を特定することを目標にするのではなく、子ども達の安心安全を確保しながら指導していく姿勢で臨むことが大切です。保護者は犯人探しを強く望まれるわけですが、学校ができること、できないこと、つまり犯人探しまでは学校では難しいこと、安心安全を学校が提供し、子どもが登校できるように指導していくことを伝えていけば良いのではないかと考えます。各自治体でスクールロイヤーの活用もしていくことも大切だと思います。

【事務局】

いじめ案件でスクールロイヤーを活用したという事例はありませんが、生徒指導案件でスクールロイヤーに相談活用した事例があります。生徒が学級の多くの子に暴力をふるうというケースがあり、被害を受けた生徒や保護者より学校に相談があった場合、学校としてはどのような対応を取ればいいのかをスクールロイヤーに相談し、対応についてのアドバイスをもらいました。スクールロイヤーは尾張教育事務所を通じて、学校に派遣していただきました。スクールロイヤーは中立的な立場で児童生徒の利益を守るという観点から、学校の対応が適切かどうかのアドバイスをしていただいています。スクールロイヤーとは別に、犬山市には顧問弁護士がいますので、顧問弁護士に学校の対応や学校としてどこまでできるかなどの相談を行っているケースもあります。指導主事や学校の校長等が顧問弁護士に相談し、学校の出来る範囲外のことについては毅然な態度でできないことを伝えること、法的には問題がないことを教えてもらっています。しかし、法的にはですので、保護者の心情的な部分について、学校のできることの範囲内で寄り添っていくことが大切であると指導を受けています。

【教育長】

問題があった時に指導をすれば、行為や問題は減っていくだろうと思うのですが、犯罪に近いような事例について学級や学年集会で指導をしても継続し、犯人が特定できない場合に、被害児童生徒の保護者が警察に相談して被害届を出すとなった場合、警察はどのような対応をしているのか教えていただきたいです。

【渋谷委員】

被害届を出すということになれば、受理をして、行為者の特定に繋がる活動をするようになります。行為者が13歳未満だと触法少年という形になり、行為者特定のための調査を進めることになります。行為者がわかれば児童相談所や家庭裁判所に通告する形になりますが、行為者が特定できるかどうかはわかりません。被害届が出されたとなると警察としては捜査、もしくは調査をする形になります。

行為者特定に向けて捜査・調査を進めますが、相談者がどのようなことを望むのかによって違ってきます。相談の段階では行為者の捜査・調査は行いませんが、処罰感情を強くもたれている場合は被害届を出されますので、家庭裁判所や児童相談所に通告し、警察としても捜査・調査を進めることになります。いじめの内容によりますので、暴行・傷害・器物損壊・触法行為があれば対応可能かと思いますが、こういった行為がない場合は対応が困難かと難しいと思います。

【長谷川委員】

SNS 上に悪口を書いて、誰もかいていない状況である場合、学校でこれ以上加害者を特定することは難しくなります。学校ができることは、その子が同じ被害に合わないように見ていく体制を整えること、加害者はわからないけれど全体に向けて事実を伝え、指導していくことになります。しかし、保護者が納得しない場合、学校では筆跡鑑定などの捜査はできないので専門的な機関に相談をしていただきたいと話しています。関係機関に相談をすることで保護者の気持ちも少し収まる場合がありますので、専門機関などの第3者の力を借りることがあります。また、学校も警察などの第3者に相談をしてアドバイスを求めることも大切であると思いますので、今後も協力をお願いします。

【細野委員】

犯人探しという視点だと警察への相談になると思いますが、民事的な賠償、法的な責任追及をしたいと思う場合は、学校はあくまでも教育の場で、子どもを守るために事実確認をし、教育的指導をする場所で、裁判所ではないので限界があるかと思います。指導のために必要な事実確認はするし、子どもを守るために学校として保護者への報告は密にさせていただくと安心するかと思いますが、このヒアリングに関しても学校が実施するのに限界があり、その事実や結論は保護者に説明していただければと思います。それ以上の真実の発見や責任追及、法的追及を求めたいとなれば弁護士の方に相談をしていただきたいと話していただければと思います。相談を受けた弁護士として、証拠が薄いとなれば裁判所に持っていくのも負けてしまうなどの見通しを述べる場合があります、その過程で保護者もトーンダウンする場合があります。いじめの内容や被害届を出した場合、加害者がどのような処分になるのかについて、法的な見通しを述べる場合もあります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの専門的な見地からのご示唆や皆様からいただいたご意見をもとに、さらにいじめ防止のための支援・指導を充実させて参ります。どうもありがとうございました。それでは、情報交換を終えて、事務局に進行を返します。

【事務局】

活発なご協議ありがとうございました。

4 その他です。 2点事務連絡をさせていただきます。

1点目、本日配付させていただきました、犬山市いじめ問題対策連絡協議会 資料「いじめ確認・認知に関する報告書」につきましては、この後回収させていただきます。2点目、第2回の開催日程ですが、1～2月を予定しております。後日ご案内させていただきます。連絡は以上でございます。長時間にわたりありがとうございました。以上で、第1回連絡協議会を閉じさせていただきます。